

介護保険 情報コーナー

介護保険料滞納者への給付制限について

災害などの特別な事情がないにもかかわらず、介護保険料を滞納されると、介護サービス利用者に対して、滞納期間に応じて次の給付制限を行います。

介護が必要となったときのため、そして介護保険制度の健全な運営のために、保険料はきちんと納めましょう。

○第1号被保険者(65歳以上)の方の場合

- ・納期限から1年以上滞納されると

介護サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。広域連合は、利用者の申請により、後で保険給付分（9割）を支払います（給付費の償還払い）。



- ・納期限から1年6か月以上滞納されると

保険給付の一部、または全部を一時的に差し止めます。それでもなお納付がない場合は、差し止められた給付費から滞納保険料額を差し引きます。



- ・納期限から2年以上滞納されると

保険料の滞納期間に応じて、利用者負担割合を1割から3割に引き上げます。また、高額介護サービス費が受けられなくなります。

○第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の方の場合

要介護認定等の申請をされた時点で、医療保険料（国民健康保険や健康保険）の滞納がある場合は、給付費の支払方法を償還払いに変更したり、給付費の一時差し止めを行います。

※現在サービスを利用されていない方については、地方税法にもとづき、差押などの滞納処分を行う場合があります。また、現在要介護・要支援認定を受けていない方でも、新たに認定を受けた時点で、過去の保険料滞納状況に応じて、上記の給付制限を行います。

※災害などの特別な事情があると認められたときは、保険料の減免や徴収の猶予を受けられることがありますので、納付が難しいときは雲南広域連合または各市町介護保険担当までご相談ください。

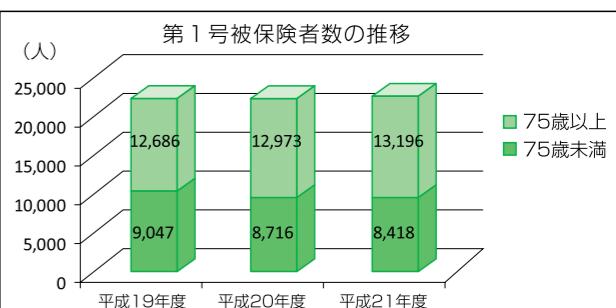
介護保険 情報コーナー

平成21年度介護保険状況についてお知らせします

平成21年度の雲南地域の介護保険の状況を、平成19年度、平成20年度の実績と比較しながらみていきます。雲南広域連合では、近年の状況を踏まえながら必要な見直し等の措置を行い、今後も安心した介護サービスが利用できるよう努めます。

1. 第1号被保険者(65歳以上の方)数の状況

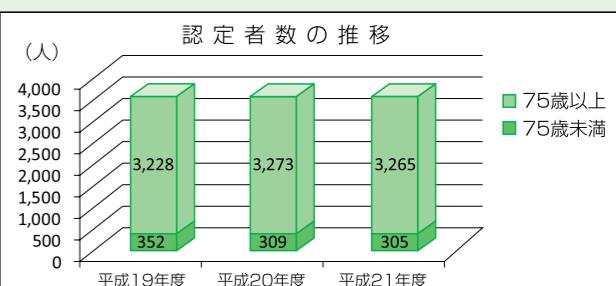
第1号被保険者の各年度末の人数を比較すると、平成19年度は21,733人、平成20年度は21,689人、平成21年度は21,614人と減少傾向にあります。しかしながら、第1号被保険者のうち75歳以上の方の各年度末の人数を比較すると平成19年度は12,686人、平成20年度は12,973人、平成21年度は13,196人と推移しており、第1号被保険者に占める75歳以上の方の割合は毎年増加しています。



※各年間の月平均の数値。

2. 第1号被保険者(65歳以上の方)の認定状況

各年度の認定者数(月平均)を比較すると、平成19年度は3,580人、平成20年度は3,582人、平成21年度は3,570人とほぼ横ばいの状況です。認定者のうち75歳以上の方の人数を比較しても、平成19年度は3,228人、平成20年度は3,273人、平成21年度は3,265人とほぼ横ばいで推移しています。

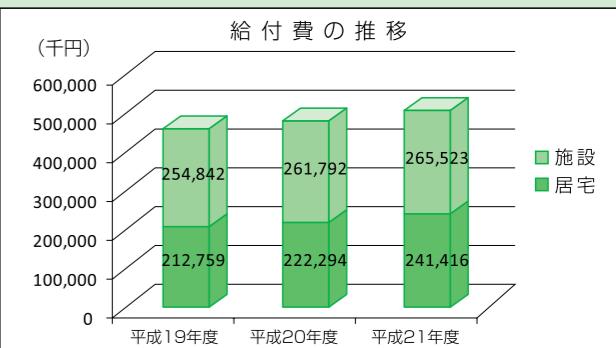


※各年間の月平均の数値。

3. 介護サービスの給付状況

各年度の介護サービス等の給付状況(月平均)を比較すると、給付費総額は平成19年度から平成20年度にかけておよそ16,485千円の増、平成20年度から平成21年度にかけてはおよそ22,853千円の増となっており、毎年増加しています。

介護サービスは、在宅での介護を中心とした居宅サービス（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護など）と、介護施設に入所してサービスを受ける施設サービスとに分かれますが、両方ともサービス利用者が増えるほど、給付費も増加します。



※各年間の月平均の数値（特定入所者介護サービス費含む）。
※高額サービス費（H21は医療・介護合算高額含む）は、居宅分と施設分の比率に応じて按分。
※審査支払手数料、市町村特別給付は、居宅分に算入。

交通事故などにより介護保険のサービスを利用されたら届出を!



交通事故など第三者(加害者)の行為が原因で、被保険者(被害者)が介護保険のサービスを利用された場合には、過失割合に応じ、必要となった介護費用は加害者が負担するのが原則です。

介護保険のサービスを利用された場合、加害者が負担すべき介護費用は雲南広域連合(保険者)が一時立て替えて支払い(本人負担を除く介護費用の9割分)、後で被害者に代わって加害者に請求することになりますので、交通事故などにより介護保険のサービスを利用された場合には、雲南広域連合介護保険課または住所地の市町の介護保険担当課まで届けましょう。

*介護費用の本人負担分(1割分)については保険者は関与しません。

平成22年度介護支援専門員 実務研修受講試験の実施について

介護支援専門員は介護保険制度で居宅介護支援等を行う専門職種です。

この試験の合格者は所定の実務研修を受講することで介護支援専門員として従事することができます。

試験日 平成22年10月24日(日)

会場 島根大学(松江市)
県立浜田高等学校(浜田市)

受験資格 保健・医療・福祉分野で原則5年以上実務経験を有する方

受験手数料 7,000円

申込期間 7月15日(木)~8月5日(木)

要項 6月23日(水)から県庁高齢者福祉課、各保健所、各市役所・町村役場で配布

問い合わせ先 県庁高齢者福祉課 TEL 0852-22-6520



介護保険料 Q&A

Q 介護保険料は何歳から納めるのですか?

A 介護保険料は40歳になられた月から納めていただくことになります。しかし、誕生日が1日の方は、前月から資格を取得しますので、保険料も前月から納めていただくことになります。40歳から64歳までの場合は、第2号被保険者といい、加入しておられる会社の健康保険や国民健康保険などの医療保険料と一緒に納めていただきます。また65歳以上の方は、第1号被保険者といい、介護保険者(雲南広域連合)に直接納めていただきます。なお、みなさんに納付していただく保険料が介護保険の財源の半分となります。

Q 先日65歳になりました。65歳になると介護保険料は年金から天引きされると聞いていましたが、先ごろ納付書が届きました。なぜですか?

A 新たに65歳になられた方は、すぐに介護保険料を年金から天引き(特別徴収)することはできません。年金から介護保険料を天引きするためには以下の条件を満たす必要があります。
 ①基準日時点ですでに65歳になっていること
 ②基準日時点ですでに年金の受け取りを始めていること
 ③年金の年額が18万円を超えていること(老齢福祉年金を除く)
 以上の条件を満たしますと、基準日の半年後から年金天引きに自動的に切り替わります。それまでは、お手数ですが普通徴収で(納付書による納付か口座振替により)納付していただきます。

Q 口座振替はどこで手続きをすればよいのですか?

A ご本人やご家族が下記の金融機関の口座をお持ちの場合、金融機関の窓口で手続きができます。

- | | |
|----------------|--------------|
| ○山陰合同銀行全店 | ○雲南農業協同組合全支店 |
| ○しまね信用金庫雲南内の支店 | ○島根銀行雲南内の支店 |
| ○中国労働金庫雲南支店 | ○ゆうちょ銀行全国の支店 |



Q 失業したのですが介護保険料の減免などの制度はありませんか?

A 被保険者ご本人や世帯の主な生計維持者が失業等により著しく収入が減る見込みである場合、減免の対象となる可能性があります。該当すると思われる場合は雲南広域連合介護保険課までお問い合わせください。

保険料の急激な上昇が抑制されています。

介護従事者の待遇改善のための介護報酬改定(3%プラス)に伴い、65歳以上の方の介護保険料は上昇していますが、その分上昇を国が負担することで保険料の急激な上昇が抑制されています。本来4,258円の保険料基準額が4,200円に軽減されています。